活力ある地域づくり事業

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業 (伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

- ■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業
 - 事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)
- ※ただし、補助金の交付が4回以上の事業については必要 経費の2分の1以内の額(上限額20万円)、7回以上の事業 については必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

■申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙 南各出張所に申請書を提出してください(申請書は、町企 画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、 町ホームページからもダウンロードできます)。

- ※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。
- ※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費があり ますので、詳細は町企画財政課へお問い合わせください。

地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

- ■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業 事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額600万円)
- ■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業
- ■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業
- ■防災資機材等の整備を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額200万円)

- ※次の経費は補助金額を経費の4分の3以内とします。
 - ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
 - ②上水道への接続に要する経費
 - ③合併処理浄化槽の設置に要する経費
 - (4)施設のバリアフリー化に要する経費
 - ⑤災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備 に要する経費
- ※新築および増改築等の場合、事業費が10万円未満の事 業は補助対象外となります。

■集会施設で使用する備品整備を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額30万円) 対象:テーブル、椅子、座布団、テレビ、ストーブ、冷蔵庫、 テント

- ※備品整備の場合、事業費が3万円未満の事業は補助対 象外となります。
- ※過去3年以内に備品整備の補助金を活用した行政区等 は活用できません。

■申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙 南各出張所に申請書を提出してください(申請書は、町企 画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、 町ホームページからダウンロードできます)。

※改修内容等によっては補助の対象とならない場合もあり ます。詳細は町企画財政課までお問い合わせください。

国民生活基礎調査・労働力調査を実施します

国では、次の2つの調査を実施します。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

■国民生活基礎調査

調査開始◆令和7年5月

調査期間◆令和7年6月~7月

調査内容◆世帯の健康・医療・福祉・年金・所得等の状況を総 合的に把握し、今後の施策立案のための基礎資 料を得ることを目的としています。調査をお願い する世帯には調査員より調査票が配布されます ので、ご協力をお願いします。

■労働力調査

調査開始◆令和7年4月下旬

調査期間◆令和7年5月~8月

調査内容◆就業および不就業の状況を把握し、今後の雇用 対策のための基礎資料を得ることを目的として います。調査をお願いする世帯には調査員より 調査票が配布されますので、ご協力をお願いし ます。

申·問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

福祉保健課

第十二回特別弔慰金のお知らせ

先の大戦で亡くなられた元の軍人、軍属および準軍属 の方々に思いをいたし、国としての弔慰の意を表すため、戦 没者等のご遺族に対して特別弔慰金が支給されます。

第十一回特別弔慰金から引き続いて請求権利があると 思われる方(前回請求者が亡くなられている場合はそのご 家族)には、順次お知らせをお送りします。

間 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

障がい者の福祉についての相談は 「身体障害者・知的障害者相談員」にご相談ください

障害者相談員は、障がいのある方やご家族からの相談 への対応、必要な助言・指導などを行っています。美郷町で は、身体障害者相談員1名、知的障害者相談員1名が活動 しています。お気軽にご相談ください。

身体障害者相談員	知的障害者相談員
村 田 薫	福田弘美
☎ 0187(84)4059	☎0182(37)3420

活動資金にご協力ください! 5月は「赤十字運動月間」です



- ・戦争や災害で苦しむ人々に
- ・青少年赤十字の普及と育成に
- ・人々の生命と安全のために
- ・援護活動を行う看護師養成に
- ・地域や高齢者福祉のために
- ・赤十字の医療事業の推進に
- ・赤十字ボランティア活動に
- ・輸血用血液の安全と安全供給に

美郷町赤十字奉仕団からのお知らせ

美郷町赤十字奉什団の各地区担当団員が 活動資金納入や寄付金のお願いに伺います。 皆さんのご協力をお願いします。

> あなたのあたたかい心が 赤十字の活動を支えています

間 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生児童委員はあなたの身近な相談相手です ~支えあう 住みよい社会 地域から~

民生児童委員は日々の暮らしの中で困ったり悩んだり したことを相談できる相手の一人です。皆さんと一緒の地 域に生活しながら、皆さんの立場に立って心配ごとや困り ごとを解決するお手伝いをし、専門機関へのつなぎ役とな ります。

その他、生活上の悩みや心配ごとがありましたら、お近 くの民生児童委員に気軽にお声がけください。相談の秘 密は必ず守られますので、ご安心ください。

- ・経済的な悩み ・高齢者の福祉に関すること
- ・心身に障がいのある方の福祉に関すること

民生児童委員の訪問について

民生児童委員活動の一環として、赤ちゃんが生ま れた家庭を対象にお祝いの訪問を行っています。地 域担当の民生児童委員がハッピーメッセージ(お祝 いのメッセージカードと赤ちゃんの名前で彫られた 印鑑)を届けに訪問します。地域に寄り添い、地域の 見守りを推進していく取り組みをご理解の上、民生 児童委員が訪問した際にはご対応ください。

問 美郷町民生児童委員協議会事務局(町福祉保健課内) ☎0187(84)4907

障がいを理由とする差別や対応についてご相談ください

障がいを理由にサービスを断られた、障がいのある人に 対してどのように対応すればよいかわからないといった相 談に、秋田県、町、各障害者団体、専門相談機関が対応し ます。

相談窓口

障害者110番	☎ 018(863)1290
秋田県仙北地域振興局 企画福祉課 調整·障害者班	☎ 0187(63)3403

間 美郷町総合支援協議会事務局(町福祉保健課内) ☎0187(84)4907